

1. 前副市長辞職等に関する調査特別委員会からの申し送り事項

令和 4 年 11 月 25 日、大和市議会第 4 回定例会初日、前副市長辞職等に関する調査特別委員会の調査報告を委員長が行い、最後に以下の記述を報告し調査の終了を宣言した。

『時間的な制約があり令和 5 年 4 月には任期満了を迎えることから、調査特別委員会としては、12 月定例会で報告書の議決、大和市ハラスメント防止条例の制定及び大木市長に対する決議を上程し、調査を終結する。

最後に申し送りとして、来期に誰が市長・議長となっても、公共工事のやり直しに関する調査特別委員会を設置し、やり直しに至った経緯、その総数や総額等の真相究明をするよう、次期の大和市議会に求める。』(資料 1*調査報告書抜粋)

2. 市側の実名アンケート

令和 5 年 4 月 23 日の統一地方選挙による改選後、市長が大木哲氏から古谷田力氏へと変わり、令和 5 年 5 月 30 日、市側の定例記者会見にて、古谷田力市長が大木哲前市長・井上昇前副市長のハラスメント行為及び公共工事のやり直し指示に関する、管理職職員を対象とした実名アンケートの実施を発表。令和 5 年 8 月 21 日に議会へのアンケート結果の説明を全員協議会室にて議員全員を対象に実施した。

終了後、市側は臨時記者会見を開いた。

3. 裁判判決の確定

『主文 原告の本訴請求をいずれも棄却する。原告は被告に対し、264 万円を支払え。

本訴の提起は、裁判制度の趣旨目的に照らして、著しく相当性を欠くというべきであるから、被告に対する不法行為を構成する。』(判決文抜粋)

令和 5 年 7 月 28 日 13 時 10 分、原告である大木哲前市長の訴えは全

て棄却の全面敗訴。また、期限内に控訴もしなかったもので、そのまま判決が確定。また、裁判資料の陳述書には、公共工事である仲良しプラザの床タイルやり直しを大木哲前市長がパワハラ的手法を用い、独断で指示をした記述があり、裁判所で事実認定された。

4. 調査特別委員会の設置

令和 5 年 4 月 23 日の統一地方選挙による改選後、新たな議会構成となり、前期に申し送りとなっていた調査特別委員会の設置が令和 5 年 8 月 30 日の議会運営委員会で合意され、令和 5 年 9 月 26 日の第 3 回定例会最終日の本会議において、特別委員会設置議案を上程し、前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会の設置が全会一致で議決された。(資料 2)

5. 管理職アンケート等から公共工事のやり直しに関わる記述を抽出

令和 5 年 10 月 10 日、調査特別委員会は前期に行った議会側の管理職無記名アンケート、裁判における陳述書、市側の管理職実名アンケートの中から公

共工事のやり直しに関する記述を抽出し、まとめた。

ただし、議会側の管理職無記名アンケートは前期に行ったアンケートである為、抽出作業は委員長・副委員長と二期以上の議員のみで行った。(資料 3)

6. 市側へ調査依頼書の提出

令和 5 年 11 月 2 日、第 2 回調査特別委員会を開催し、10 月 10 日に抽出し、まとめた内容から、調査対象とする公共工事を選定し、市側に対し対象工事に関する調査を依頼することが合意され、同日の調査特別委員会終了後、委員長から大和市議会議長へ市側への調査依頼書を提出した。(資料 4) その後、大和市議会から市側へ提出した。(資料 5)

7. 市側の専決処分、及び臨時記者会見

令和 5 年 11 月 7 日、市側は大和市議会からの調査依頼書等に基づき、大木哲前市長による公共工事のやり直し指示の有無、及び当該指示が認められた場合には、その経緯や金額等について、第三者による調査を実施し、事実関係の究明・把握・認定のほか再発防止策等の提言などをまとめた報告書を公表する

ため、補正予算の専決処分を行った。

令和5年11月8日、市側は臨時記者会見を開き、第三者調査委託及び前日に行った補正予算の専決処分について発表した。

補正額 7,711 千円。第三者調査を委託するのは、弁護士2名・一級建築士1名。弁護士2名は神奈川県弁護士会に依頼し、一級建築士1名は一般社団法人神奈川県建築士事務所協会に依頼することを発表した。

8. 第三者調査等業務の受託者決定について

令和5年11月20日、市側より第三者調査等業務の受託者決定の情報提供が正副議長及び正副委員長にあった。

神奈川県弁護士会より推薦

1・調査及び報告書作成等業務担当 木村保夫 弁護士

2・調査業務担当 金谷達成 弁護士

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会より推薦

3・調査業務担当 梅澤典雄 一級建築士

市側は上記内容を、令和5年11月21日、定例記者会見にて発表した。

調査報告書提出の目標は令和6年3月。

その後、令和5年12月19日の代表者会で、市側から調査報告書が提出されるまでの間、調査特別委員会は一旦休会している事が確認された。

令和6年1月25日、市側より第三者調査報告書の本市への提出が令和6年6月30日までに延長される旨が、大和市議会正副議長に報告された。

9. 第三者調査の調査報告書提出・全員協議会開催及び記者会見

令和6年6月27日、第三者調査の受託者である木村弁護士から市側に「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書」(資料6)が提出され、令和6年7月18日、大和市議会は全員協議会室にて市側及び第三者調査の受託者である木村弁護士から説明を受け、質疑応答をした。終了後、古谷田力市長・小山洋市、樋田久美子両副市長、木村弁護士が臨時記者会見を開いた。

10. 調査特別委員会での報告書の精査及び再発防止について

令和6年7月31日、調査特別委員会を再開した。市側より提出された「前

大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書」を精査し、各会派の今後の方針案を集約し、次回の調査特別委員会で協議をする事を決定した。(資料 7)

令和 6 年 8 月 20 日、調査特別委員会を開き協議をし、別紙(資料 8)の要望内容を行政側に提出することを決定し、古谷田力市長に要望書を提出する事を大和市議会議長に依頼することが合意された。また、行政側に提出する際に以下の 2 点など委員会で審議された内容の見解を口頭で求める事も合意された。

1・大木哲前市長当時、パワーハラスメントについての本会議での一般質問において、当時の総務部長の答弁は本会議という公の場で、虚偽答弁をしていたのではないか。との疑惑に関しての古谷田力市長としての見解。

2・大和市議会からパワーハラスメントが推認され、大木哲前市長が裁判で全面敗訴し、第三者調査の中でも副市長として不適切な行動と指摘された、井上昇前副市長が退職後に FM やまとに出演し何事もなかったかのようにご自身の人生を振り返り、誇らしげに語っていた問題についての古谷田力市長としての見解。

令和 6 年 8 月 22 日、議会運営委員会終了後、大和市議会議長へ 8 月 20 日決定した要望書を提出した。(資料 9)その後、大和市議会から市側へ提出し、調査特別委員会として古谷田力市長に口頭で、調査特別委員会で合意された上記 2 点についての正式な見解を求めた。

また、小山洋市副市長から、議案に関する資料は、今まで以上に、わかりやすく詳細な資料を議員に提供する事を検討しているとの発言があった。

11. 市側の定例記者会見、損害賠償請求 2, 200 万円発表等

令和 6 年 8 月 23 日、古谷田力市長の定例記者会見にて、大木哲前市長及び井上昇前副市長に対し約 2, 200 万円の損害賠償請求を行う事、及び令和 6 年 10 月 1 日にコンプライアンス推進課を新規に設置することを発表した。

また、質疑の中で、市議会からの要望書を受け新たに「こどもの城」及び「やまと公園」の第三者による調査を実施する意向を示した。

【請求額について】

◎大木哲前市長への請求額:約 2, 200 万円

〈内訳〉

星の子ひろば分 1,536万2,500円

IKOZA 分 80万3,000円

ゆとりの森仲良しプラザ分 175万2,000円

調査費用分(上記3施設分) 約400万円

このうち、井上昇前副市長への請求額180万円については、大木哲前市長と連帯責任として請求。

◎井上昇前副市長への請求額 約180万円

〈内訳〉

IKOZA 分 80万3,000円

調査費用分(IKOZA 分) 約100万円

12. 補正予算上程及び要望書等に対する市側の回答書

令和6年9月18日、本会議にてやまと公園及びこどもの城の第三者による調査を行うための補正予算、3,238千円が上程された。(資料10)

また、同日及び20日の一般質問において市議会からの要望書及び調査特別委員会として口頭で求めた見解への回答を示す答弁があり、市側の回答をまとめたものを委員長が作成した。

13. 市側の損害賠償請求報告等及び調査特別委員会の休会

令和6年10月11日、正副議長及び正副委員長へ市側より大木哲前市長及び井上昇前副市長に対する、遅延損害金を含めた総額2,905万3,565円の損害賠償請求を行ったことが報告された。また、やまと公園及びこどもの城の調査に関する第三者調査に関する現状報告があり、調査をする弁護士及び一級建築士は、前回と同じ木村弁護士、金谷弁護士、梅澤一級建築士に決定した事が報告された。

その後、調査特別委員会を開き委員全員に「議会側からの要望書に対する行政側の対応等について(報告)」(資料11)を配付。合意を経て議長に提出する事を決定、市側の損害賠償請求や第三者による調査の動向を待つこととして、調査特別委員会を休会する事に合意した。

14. 市側から大木哲前市長及び井上昇前副市長へ損害賠償請求及び横浜地方裁判所へ提訴

令和6年11月5日、市側より正副議長及び正副委員長に次のとおり情報提供

があった。10月11日に大木哲前市長及び井上昇前副市長に対する、遅延損害金を含めた総額2,905万3,565円の損害賠償請求を行ったが、期日であった10月30日までに大木哲前市長及び井上昇前副市長から、支払いがなかった。

よって、11月6日、大木哲前市長及び井上昇前副市長に対し、11月18日を納付期限とした督促状を送付したことが報告された。

しかし、さらに、督促状の期日までも支払いがなかったことから、古谷田力市長は、大木哲前市長及び井上昇前副市長に対し2,453万9,629円、及び遅延損害金(支払い日まで)の損害賠償請求訴訟を起こす方針を決定し、12月13日第4回定例会の本会議にて訴えの提起についての議案を可決。12月20日に正副議長へ市側より第三者調査の方針が示され、令和7年3月31日までに報告書の作成・提出する方針が示された。

令和6年12月25日、大和市は原告として大木哲前市長及び井上昇前副市長の両名を被告とし、損害賠償及び遅延損害金等請求の訴状を横浜地方裁判所へ提訴した。

15. やまと公園及びこどもの城の調査結果の公表

令和7年3月27日、正副議長は、前大和市長による公共施設関連工事やり直し指示に関する第三者追加調査報告書を調査の受託弁護士から古谷田力市長が受領との報告を受けた。

令和7年4月14日午前9時より、やまと公園及びこどもの城の調査報告が全員協議会にて行われた。(資料12)

報告書によると追加調査では、まず、~~驚くべき事実として大木哲前市長から職員に対して「打ち合わせ記録の修正指示」があったとのことである。~~調査担当の弁護士からも説明が行われたが、令和4年9月15日に大木哲前市長が、自分との打合せ記録を職員が作成していることを知り、令和4年4月からの分を全て見せるように指示したうえ提出させ、さらにその一部を修正させたとのことである。このため、当時の打合せ記録が同じ日付で元のものと修正させられた後のものが2種類つづられている。記録内容を比較すると「ルール上問題なく可能であれば」とトーンを柔らかくする文言をあえて挿入したりさせたり、さらには「市長指示」をあえて「市長調整」に変えたりしていると「指示」から「調整」に大木哲前市長が書き換えさせたことが露見したとのことである。また、幸いにして今回の追加調査では、大木哲前市長による不合理な指示による工事のやり直しはなかったとのことである。この時期に前市長が工事の変更を指示するにあたっては、様々なルールを守らなければならないということを意識していたことこの二つの工事は時期的にも、当時の前副市長辞職等に関する

る調査特別委員会での多岐に渡る調査や厳しい指摘、さらにはマスコミからの度重なる取材などにより、前回の第三者調査で問題となった大木哲前市長と井上昇前副市長による様々な疑義や疑念事項が顕在化しつつあった時期である。このことから、大木哲前市長はそれらの事実が露呈することを強く気にしていたことがうかがえる。当時の状況下では、もはや、さすがの大木哲前市長や井上昇前副市長でさえも不合理な変更指示によるやり直し等は、やりたくても出来なかったようである。

全員協議会において調査担当弁護士から、前回の調査と異なり税金の無駄遣いを防げた要因は、「市長対策」の必要性を職員が共有していたことと、議会の監視機能が発揮されたからとの旨の説明があった。議会としても、二元代表制の一翼を担うものとして、一定の役割を果たすことができたものと捉えている。

16. まとめ

大木哲前市長のパワーハラスメントが市の調査でもまた裁判でも認定され、さらに理不尽な公共工事のやり直し指示による大木哲前市長、井上昇前副市長の両名を被告とする大和市への損害賠償請求訴訟に至る一連の動きは、4期16年の大木哲前市長の長期政権における大きな弊害、そして反省点である。と考えられる。

二元代表制における権力の監視は職員ではなく、議会の一丁目一番地の決して欠かしてはならない責務であり、その事実をもう一度議会の全ての議員が再認識するべきである。今回の調査でも明らかになったように、職員が身を守るために市長ヒアリング等の書類を保持しながら緊張して冷や汗をかいている様な職場環境はやはり異常であると断じるしかない。

大和市役所組織の職場環境正常化の為、新たにコンプライアンス推進課の設置や内部通報制度の新制度への移行等、行政側の努力もうかがえるが、今回の調査報告書で「市長を監視する責任は職員ではなく議会にある」と厳しく指摘されているとおり、権力の監視は私たち議会の役割である。その指摘に対して異論を唱えたり、市長に寄り添う様な言動や行動をとることは、もはや、議員として市民から託されたその責務を放棄しているとの非難を受けることから逃れることはできない。その様な議員は、現在の28人の議員の中には1人さえも存在しないことを24万市民にあらためて、ここに固く誓わせていただく。

最後に、今回の指摘を踏まえ、今後はより一層の議会機能の強化をはかり、将来も含めた全ての議員が、二元代表制の基本的な考え方である「市長と議会が協調と牽制の下で、チェック&バランスを保つこと」を常に意識し、議会が丸となって市長を監視する責務を永続的に果たすことにより、市民の負託に応

え続けていくことを宣言する。

以上の報告をもって、前市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する調査を終結する。

自由クラブから

【修正案】

前市長による公共工事のやり直しに関する調査報告書

大和市議会 前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会

令和7年〇〇月〇〇日

委員長：井上 貢

1. はじめに

令和5年9月26日に設置された「前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会」は、前市長による複数の公共工事に対して再施工の指示があったとの情報を受け、その真偽と背景、影響について調査を行ってきた。本報告書は、これまでの調査経過、第三者の調査結果、市議会の対応、今後の方針について、総合的にまとめたものである。

2. 背景と経緯

令和4年11月、大和市議会では前副市長の辞職に関する調査が行われ、その最終報告において、次期市長・議会に対して公共工事のやり直しに関する更なる調査の必要性が申し送られた。その後、令和5年4月の統一地方選挙を経て市政が刷新され、新たな議会構成のもと、同年9月26日に特別委員会の設置が全会一致で可決された。

3. 市側の対応と裁判結果

(1) 実名アンケートの実施

令和5年5月、現市長により市職員を対象とした実名アンケートが実施された。これは、前市長・前副市長の言動が業務に与えた影響を把握するためのものであり、管理職を中心に意見が集められた。

(2) 裁判判決と確定

令和5年7月、大木哲前市長が提起した訴訟において、原告の主張はいずれも退けられ、全面敗訴となった。判決文では、裁判制度の濫用や、不当な訴訟の提起と評価され、逆に市側への損害賠償が命じられた。

4. 第三者調査の実施

(1) 委託の経緯

市議会からの調査依頼を受け、市側は専門性と中立性を担保するため、神奈川県弁護士会および建築士事務所協会の推薦を受けた専門家（弁護士2名、一級建築士1名）に調査を委託した。

(2) 調査内容

対象とされた工事には、「星の子ひろば」「IKOZA」「ゆとりの森仲良しプラザ」が含まれて

おり、それぞれにおいてやり直しの経緯や費用、前市長の関与の有無が調査された。報告書では、前市長が記録の修正を職員に求めた事実や、工事指示に不透明な点があったことが指摘された。

(3) 調査結果の公開

令和6年7月、調査結果が議会全員協議会で説明され、その後の記者会見にて市民にも公表された。

5. 追加調査とさらなる判明事項

令和7年3月、「やまと公園」および「こどもの城」に関する追加調査報告書が提出された。特に注目されたのは、前市長が職員に対して会議記録の文言を修正させていたという事実である。具体的には「市長指示」を「市長調整」に書き換えさせるなど、内容の柔和化が意図されたとされている。

6. 損害賠償請求と訴訟手続き

市側は、調査結果を受けて、前市長および前副市長に対し約2,900万円の損害賠償を求めた。これには再工事にかかった費用や調査に要した費用が含まれる。支払いが行われなかったため、令和6年12月、大和市は横浜地方裁判所に提訴した。

7. 議会としての認識と教訓

調査を通じて明らかになったのは、長期政権下でのチェック機能の緩みと職員の萎縮であった。職員が「市長対策」と称して自衛的に記録を保持するような状況は健全な行政運営とは言えず、その背景には権力の過度な集中があったと考えられる。

地方自治における「二代表制」において、議会の役割は市長の補完でなく、監視と牽制である。今後はその意識を議員全体で共有し、制度の本旨に沿った職務を果たす必要がある。

8. 再発防止策

市側は市長が交替して以降、コンプライアンス推進課の新設、内部通報制度の改定を進めてきた。議会側もこれを注視し、制度の適正な運用が行われているか確認を継続すべきである。また、再発防止に向けて、以下の事項を提言する：

- ・職員向けのハラスメント研修の義務化
- ・政治的中立性を保障する職場環境の整備
- ・公文書の作成・管理ルール of 明文化と徹底

9. 各委員の意見

(委員各位の意見を1人100文字程度で記載)

10. 委員長所感

(委員長の所感を400文字程度で記載)

11. 結び

本委員会は、調査の公平性と透明性を重視し、事実の解明と改善提言に努めてきた。今後も、市政に対する議会の監視責任を果たし、信頼される議会運営を行うことをここに誓う。

以上をもって、前市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する調査を終結する。

「前市長による公共工事やり直しに関する調査報告書(案)について」

日本共産党

<報告書(案)の内容について>

- ・前回の委員会で「報告書については事実のみを記載する」との意見があり、同意します。
時系列での報告は簡略化できるところがあると考えます。ただし、簡略化しすぎてしまうと、市民の皆さんが分かりにくくなってしまいう懸念があるため、「市民が見て分かりやすい」という視点も大事にしたいと思います。
- ・資料の内容について、報告書にも簡潔に触れておくことが必要と考えます。
- ・再発防止策について、行政に求めていくことは当然ですが、報告書で議会の責任が指摘されている中で、議会としての見解をしっかりと記載することが必要と考えます。

<特別委員会としての総括が必要>

- ・公共工事のやり直しに関する調査結果に対して、各会派の意見が出されていない状況です。しっかり議論を行うべきではないでしょうか。議論がなされた上で再発防止策をまとめていく必要があります。
- ・市長は「膿を出し切る」と言われて調査を実施しました。しかし、今回調査対象となったやまと公園は、工事が開始された令和2年からしか調査がされていません。そもそも、やまと公園の大規模改修の必要性、なぜ多くの木が伐採されたのか、工事内容などの資料がなぜ議会に提出されなかったのか、わからないままです。議会のチェック機能がなぜ及ばなかったのか、ここを解明しない事には再発防止策につながらないのではないで

しょうか。調査の在り方についても検証を行うべきと考えます。

- ・今回の根底には、市長と議会がどう向き合うのかが問われていると思います。やまと公園を含め、前市長が進めてきた事業は本当に必要だったのでしょうか。やまと公園は、賛成した議員からも予算の縮減が図られるようにとの意見が付されましたが、見直しはされませんでした。

現在、大和市は厳しい財政状況に陥っていますが、その状況を招いた原因は何だったのでしょうか。「チェック機能果たす」とはどういうことなのか、いま一度議員各自が向き合う必要があるのではないのでしょうか。

神奈川ネットワーク運動から

前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会 報告書に対する意見

神奈川ネットワーク運動

1. 報告書案について

- ・ 報告書である為、前半部分の時系列の状況報告は、できるだけ事実のみを記載するにとどめていく必要があると考える
- ・ 細かく事実が記載されているが、もう少し簡略化できる部分もあると考える。
- ・ 例) P.1 令和4年11月25日、大和市議会第4回定例会に「前副市長辞職等に関する調査特別委員会の調査報告書」が提出され、以下のことが大和市議会として宣言された。
 - ・ 1項目ずつ必要な内容を確認しあえるといいと思う
 - ・ しかし、自由クラブの案は、あまりにも簡略化され過ぎていると感じる
- ・ 資料添付で詳細が分かるようになっているが、極力報告書内に記載されていた方が読み進めるうえで市民にとってわかりやすい報告書となると考える。できるだけ報告書内で分かるようにしていくべきと考える。(報告書などの量の多いものは除く)
- ・ 今回の第三者調査報告書を受け、議会として調査結果に対する見解を話し合うべきである。
- ・ 依頼したやまと公園大規模改修工事は、工事が開始された令和2年からの資料しか添付されていぬ。そもそも、やまと公園大規模改修工事がなぜ必要だったのか、その議論に対する調査は行われていない。前回の調査でも、議会のチェック機能は重要であるとの指摘があったが、やまと公園の改修工事にあたっては、議会がチェック機能を発揮できていたのかいなかったのか、の検証もしていくべきである。それもなしに、議会の責任は重い、とのまとめ方には疑問を感じる。大量の木を切るにあたって、住民への丁寧な説明もなく、多くの住民が声を上げると計画を一部変更する等、そもそも大規模改修の在り方から検証していくべきだと考える。(不要な大規模改修工事であったなら、これこそ多額の公費の無駄遣いである) この過程を十分に伝えないまま、第三者調査を行ったのであれば、議会としてももっと細かな調査の狙いを行政側と共有しておく必要があったと考える。今回の第三者調査について、議会として報告書を基に今回の調査についてしっかりと検証していくべきである。
- ・ 委員会の報告書をまとめるにあたっては、議会としての再発防止策を打ち出していくべきである。行政としての再発防止策は、明確にされている中において、その内容に不足

を感じる場合は、行政に対しても提言していくべきだが、それよりも、議会として、再発防止に向けて何に取り組むのかを明確にしていく必要がある。

- ・ やまと公園を例に挙げると、計画段階、設計の段階で、工事の必要性和今後の予定、予算、設計図等が示されるべきである。
- ・ どれくらいの規模の公共工事等について、どの段階で、どのような資料を提示していくことを求めるのか、全議員に公平に示されるよう明確にして行政に求めていくべきと考える。
- ・ 議会としての再発防止策を明確にした上で、調査委員会を終了すべきと考える。

虹の会から

井上委員長作成の調査特別委員会の報告書案について

虹の会

まず、多忙の中、報告書案を作成頂いた井上委員長、有難うございます。

委員長の報告書案には、前正副市長への厳しい姿勢や当時の市議会が猛省すべき点について言及されております、方向性は虹の会としても賛同するものです。

先日開催された委員会でも指摘がありましたが、端的な事実の報告とそれを受けた委員会としての受け止め、今後の方向性といった、まとめは切り分けたほうが良いと思います

また第三者調査についても、調査の報告を鵜呑みにせず、大和市議会としての受け止めを、しっかり打ち出す必要があると思います。第三者調査の報告書では、やまと公園の事業の進め方について、前市長が入念に、段階を踏んで、適切に事業を進めたと評価しているが、市議会はやまと公園の大規模改修については計画の杜撰さなどが問

題視され、委員会では資料のさし直しがあるなど、審議が紛糾し、委員会では反対多数で不認定、本会議では賛否同数で当時の吉澤議長が可決させる事態となっている。

また2度行われた第三者調査では、市議会議員に対する聴き取りや調査に関連する議事録の精査が行われていない。2度目の調査では、前市長や前副市長への聴き取りも行われていない。

こうした市議会のこの間の議論をまったく勘案せず、前市長が適切に事業を進めたかのような報告を鵜呑みにするような調査特別委報告は馴染まない。

大和市行政が300万円もの費用を投じて行った本調査を市議会として、どのように評価するのか、市民への説明責任の観点からも重要と考える

次に前市長のパワハラ問題に関わって、当時の市議会にはどういった猛省すべき点があったか、改善策をどうするか。市議会として一定の総括をし、どのように改善策を取るのか明確にすべきと考える。

次回示す調査特別委の報告書案には上記した視点を踏まえて頂きたい。

よろしくお願いします。

調査報告書(案)の14 ページ 8 行目にある“今回の調査報告書で”の後の部分 市民民主党

「市長を監視する責任は職員ではなく議会にある」と厳しく指摘されているとおり、権力の監視は私たち議会の役割である。この指摘に対して異論を唱えたり、市長に寄り添うような言動や行動をとることは、もはや、議員として市民から託されたその責務を放棄しているとの非難を受けることから逃れることはできない。そのような議員は、現在の28人の議員の中には1人さえも存在しない事を24万市民に改めて、ここに固く誓わせていただく。

をこちら

「市長を監視する責任は職員ではなく議会にある」という指摘があるように、権力のチェック機能を果たすことは、議会に課せられた重要な責務の一つです。二元代表制のもと、議会は市民からの信託を受け、市政全体を公正かつ客観的に見つめ、必要に応じてそのあり方を問い直す役割を担っています。

その観点から、市長の提案や方針についても、十分な検証と議論を行わずに追認するような対応をとることは、議会の責任を十分に果たしているとは言えません。市民の負託に応えるには、行政に対しても独立した視点からの慎重な対応が求められます。

私たち大和市議会議員は、それぞれの立場に関わらず、この基本的な姿勢を共有しており、28人全員が市民の期待に誠実に応える覚悟をもって日々の議会活動に臨んでいます。そのことを、ここに改めて24万市民の皆さまにお約束いたします。

こちらに修文することを望みます。

3. 裁判判決の確定

全て棄却の全面敗訴→請求はすべて棄却された

パワハラの手法を用い、独断で指示をした→管理職（または職員）に対する指示のあり方に問題があった

理由・主観的に断定し過ぎ

10. 調査特別委員会での報告書の精査及び再発防止について

全面敗訴→請求はすべて棄却された

不適切な行動と指摘された→第三者調査報告書において、不適切な行動と記載された誇らしげに語っていた問題→市政への関与等について発言した件

理由・主観的に断定し過ぎ、出典を記す

15. やまと公園及びこどもの城の調査結果の公表

驚くべき事実として→新たに判明した事実として

トーンを柔らかくする文言をあえて挿入させたり→文言の変更が加えられ、内容の印象が和らげられている

露見したとのことである→判明した

背筋が寒くなり戦慄を覚えることを禁じ得ない。この思いを否定できる議員は、大和市議会には一人もいないであろう。→削除

やりたくても出来なかったようである→実行は困難であったと推察される

理由・主観的に断定し過ぎ

まとめ

パワーハラスメントが市の調査でもまた裁判でも認定され→不法行為と認定され

大きな弊害、そして反省点である→制度運営上の課題と捉えられる

やはり異常であると断じるしかない→正常な職場環境とは言い難い状況であった

厳しく指摘されているとおり→記載されているとおり

この指摘に対して異論を唱えたり、市長に寄り添う様な言動や行動をとることは、もはや、議員として市民から託されたその責務を放棄しているとの非難を受けることから逃れられない。このような議員は一人も存在しないことを、24万大和市民に対して誓う。→削除

宣言する→表明する

理由・主観的に断定し過ぎ、調査報告書として不適合